〇マイナンバー（個人番号）を記載した住民票等の交付請求について

マイナンバー及び住民票コードを記載した住民票請求する場合、申請する方によって交付方法が異なります。下記を必ずご確認ください。

申請者及び交付方法

| 申請する方 | 交付方法 |
|---|---|
| 本人または同一世帯に属する方 | 窓口にて直接交付 |
| 代理人（法定代理・任意代理人） | ①切手を貼った返信用封筒を準備し窓口来庁<br>②代理人の方が窓口にて申請し発行手数料をお支払い。<br>③住民票はご本人の住所地あてに郵送。<br>【注】代理人に対して窓口で直接交付することは番号法によりできない。 |
| 第三者（別世帯の方や本人から委任状がない方） | 交付できません。 |

《申請に必要なもの》
・来庁者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など顔写真付きのもの）
・成年後見人が手続きを行う場合（発行から1年以内の登記事項証明書）
・任意代理人が手続きを行う場合（本人からの委任状、切手を貼った返信用封筒）
※切手の代金については郵便局へ確認お願いします。（住民票はA4ｻｲｽﾞです。）